

第5回「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」次第

〔平成28年12月27日（火）16:20～
テレビ会議室〕

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 防疫措置の経過について

(2) 「高病原性鳥インフルエンザの防疫措置」に関する検証について

(3) 経営対策、風評被害対策等について

ア 養鶏農場等への支援対策について

イ 高病原性鳥インフルエンザ発生に係る風評被害の対応について

(4) 作業従事者のケアについて

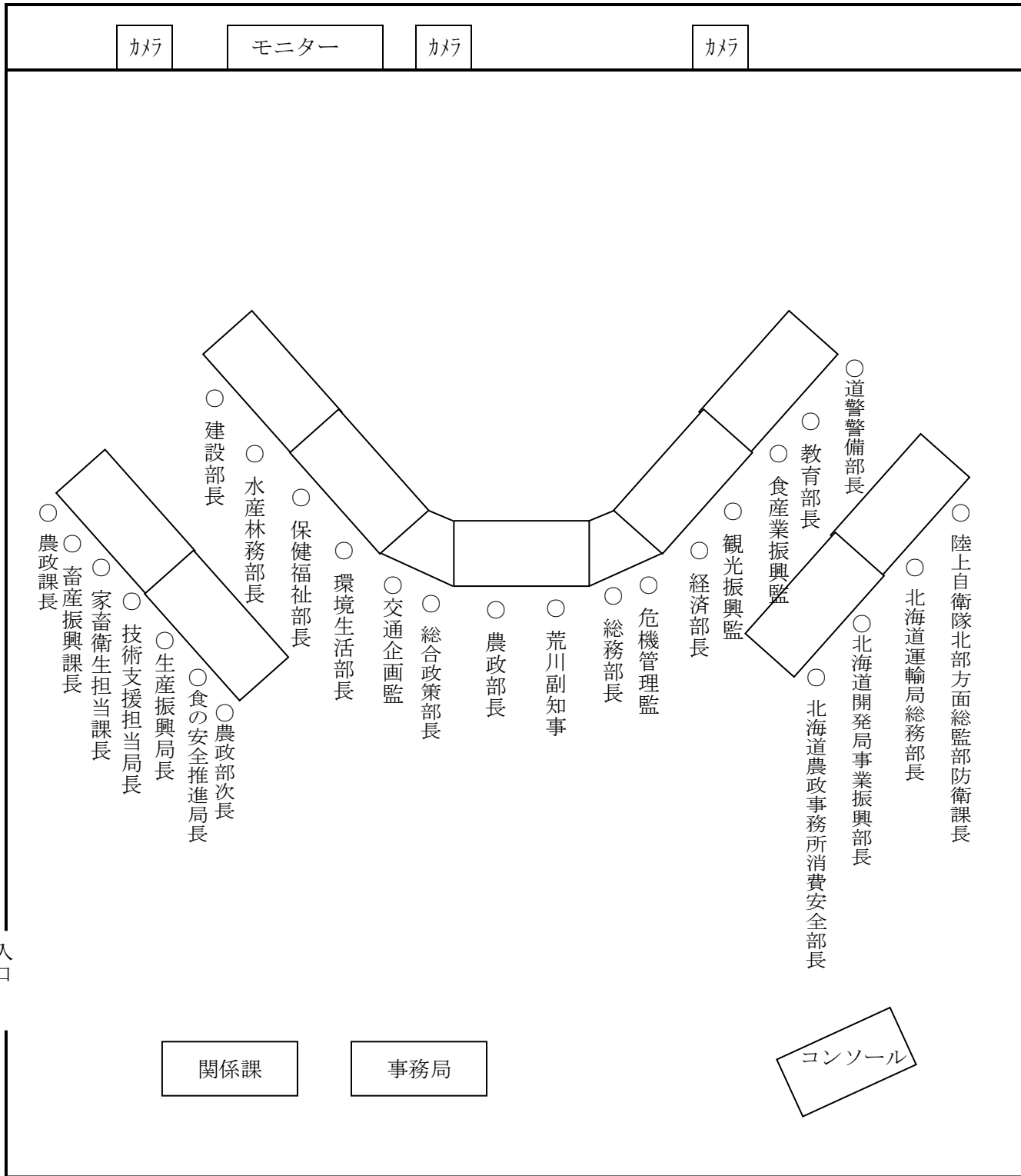
(5) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

(6) 陸上自衛隊の活動について

(7) その他

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
平成28年12月27日(火)16:20～



高病原性鳥インフルエンザの防疫措置

発生農場の防疫

通行制限

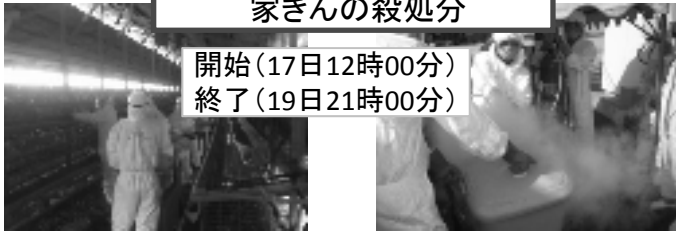
(16日22時30分)



- 発生農場周辺の通行制限又は遮断
- 通行車両は消毒を徹底

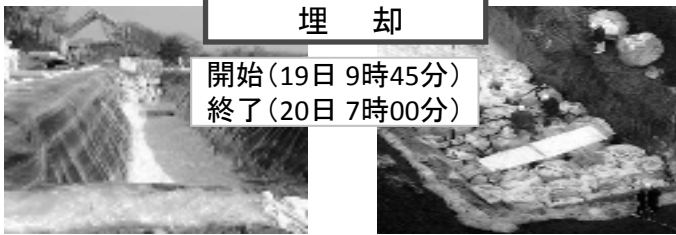
家きんの殺処分

開始(17日12時00分)
終了(19日21時00分)



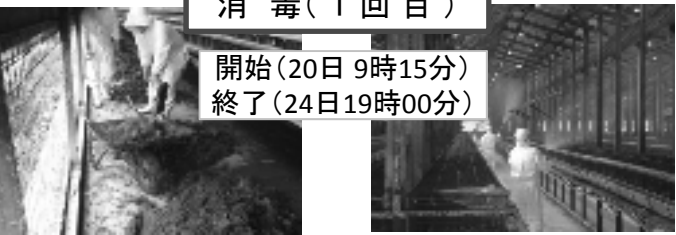
埋 却

開始(19日 9時45分)
終了(20日 7時00分)



消 毒(1回目)

開始(20日 9時15分)
終了(24日19時00分)



農場防疫措置完了(12月24日)

※ 1週間後

消 毒(2回目) (12月31日)

※ 1週間後

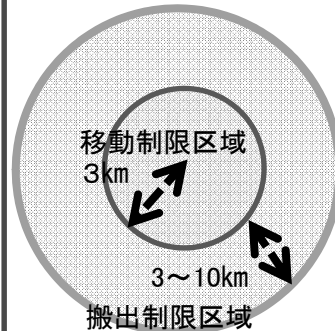
消 毒(3回目) (1月7日)

※ 発生農場の防疫措置 完了後21日経過

防疫措置終了(移動制限区域(3km)解除)

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 移動制限区域
 - ・ 家きん等の移動を禁止
- 搬出制限区域
 - ・ 家きん等の当該区域からの搬出を禁止

消毒ポイントの設置

(17日12時00分)



- 発生農場から3km及び10km地点に設置

発生状況確認検査

(17日10時00分)



- 移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施

※ 発生農場防疫措置完了後、10日経過後

清浄性確認検査 (1月4日)

- 移動制限区域内農場における臨床検査、ウイルス分離検査、血液抗体検査

※ 清浄性確認検査陰性

搬出制限区域(3~10km)解除

1月11日
予定

(1月15日)

防疫措置の経過について

平成 28 年 12 月 27 日

農政部

- 12 月 16 日、清水町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生（22:30 疑似患畜決定）
- 道では、16 日 23:00 に対策本部を設置（十勝は、16 日 24:00）。
- 翌日 12:00 から殺処分を開始し、19 日 21:00 に終了（殺処分 283,952 羽）。
死体の埋却は、19 日 9:45 から開始し、20 日 7:00 に終了。
- 鶏舎等の清掃・消毒（1 回目）は、20 日 9:15 から開始し、24 日 19:00 終了により、
農場防疫措置を完了。
- 防疫措置に従事した人数は、殺処分、埋却、清掃・消毒等で 6,206 人。

表 1 農場防疫措置完了までの実施体制（暫定値）

区 分	自	至	発生後経過時間	従事者数
消毒ポイント	17 日 12:00			690 人・日
殺処分	17 日 12:00	19 日 21:00	70 時間 30 分	2,210 人・日
埋 却	19 日 09:45	20 日 07:00	80 時間 30 分	340 人・日
清掃・消毒	20 日 09:15	24 日 19:00		2,005 人・日
その他後方支援	16 日 22:30	24 日 19:00		961 人・日
計				6,206 人・日

※ 本庁での対応者を除く

表 2 実施体制の内訳（暫定値）

区 分	人 数	内 訳
道	2,500 人・日	家畜保健衛生所 445 人・日（十勝 197 人・日、その他 248 人・日） 十勝 714 人・日 本庁 396 人・日、保健師等 101 人・日、道警 130 人・日 空知・石狩・胆振・日高・上川・オホーツク・釧路・根室 682 人・日 試験場 32 人・日
国	210 人・日	生産局畜産部・農政事務所・動物検疫所・家畜改良センター
市町村等	670 人・日	清水町など 14 市町村・JA 十勝清水町など 10 JA ほか
自衛隊	2,826 人・日	第 5 旅団
計	6,206 人・日	

「高病原性鳥インフルエンザの防疫措置」に関する検証について

農 政 部

1 趣旨

- 清水町で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置については、疑似患者の殺処分や埋却処分等の実施に当たり、多くの課題が発生。
- 今後、他地域で発生した場合に備え、清水町での経過を十分踏まえ、防疫措置を円滑に実施できるよう、検証チームを設置し、改善策の取りまとめ等を行う。

2 検証チームの構成

- (1) リーダー 農政部次長
- (2) メンバー 農政部農政課・畜産振興課・食品政策課、総務部危機対策課の課長、担当主幹等
- (3) その他 十勝総合振興局農務課・家畜保健衛生所・地域政策課
(情報提供)

3 取組内容・スケジュール

月 日	内 容
12/22	・ 第1回検証チーム会議 検証シートの検討、意見交換
12/27	・ 第2回検証チーム会議 検証結果（素案）の磨き上げ
1月上旬	・ 第3回検証チーム会議 課題と改善策のとりまとめ ・ 外部有識者等からの意見聴取（家畜衛生関係、組織体制関係）
1月中旬	・ 第4回検証チーム会議 最終とりまとめ

4 その他

併行して、発生時に迅速に対応できるよう、道内の養鶏農場ごとに、必要な人員や物資、埋却場所などの具体的な対処方針を盛り込んだ防疫計画を早急に整理。

発生農場等への支援対策について

〔平成 28 年 12 月〕
〔農政部、経済部〕

1 家畜伝染病予防法による手当金・交付金（農政部）

- ・ 殺処分家禽に対する手当金及び特別手当金（発生農場を対象、家禽評価額の全額）
- ・ 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金（発生農場を対象、1/2）
- ・ 売上減少額または飼料費・保管費、輸送費等の増加額を国（1/2）と道（1/2）で全額交付（移動・搬出制限対象農場）

2 家畜防疫互助事業（発生農場を対象、農政部）

- ・ 家畜伝染病予防法に基づき、殺処分または自主淘汰した家禽を飼養していた農場が新たに家禽を導入した場合の互助金
- ・ 殺処分した家禽を焼埋却等し、その経費を自ら負担した場合の互助金

3 融資対策

（発生農家及び移動・搬出制限区域内の農場を対象、農政部）

- ・ 家畜疾病経営維持資金（経営の再開、継続並びに必要な経費）
- ・ 農林漁業セーフティネット資金（経営の維持安定に必要な資金）

4 雇用対策（今後の状況に応じて適宜実施、経済部）

- ・ 一時的に休業等を行って労働者の維持を図る場合に賃金等の一部を助成（賃金相当額の 2/3）
- ・ 離職者の発生状況に応じ、ハローワークと連携して再就職に向けた支援を実施

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る風評被害の対応について

平成 28 年 12 月 27 日
経済部・農政部

関係部局が連携して次の取組を実施

1 食品事業者等への影響の把握

■ 業界団体への影響調査の実施（経済部）

○消費者の買い控えや販売の現状、今後の懸念事項などについてヒアリング調査を実施（12月21日～22日）

- ・調査対象：主な食品加工・流通・商工・飲食関係団体等
- ・調査結果：現時点で特に鶏肉や鶏卵の販売等への影響は見られず、今後も特段の対応の予定がないとの回答が大半

2 食品事業者への働きかけ

■ 業界団体等を通じた情報提供と要請（経済部・農政部）

○道のHP等による情報提供の取組などのお知らせ、正確な情報に基づいた対応の要請を文書により実施

- ・送付先
百貨店協会、チェーンストア協会、スーパーマーケット協会
食クラスター連携協議体（道経連）、食産協（メカ等）、道貿易物産振興会など
- ・内容：道は、今後とも正確・迅速な情報提供（HP等）、感染の拡大防止に努める
肉や卵を食べることにより人に感染する可能性はない
感染した鶏肉等が市場に出回ることはない
正確な情報に基づいた対応をお願いします

3 消費者へのPR

■ 消費拡大に向けた取組の実施（農政部・経済部）

○安全・安心はもとより、鶏肉・鶏卵のおいしさや健康面の機能などをアピールする取組を実施

- ・道内外のどさんこプラザ、物産展等のイベントを活用したPRを実施
- ・札幌市内を中心に道や関係団体、メディア等による消費拡大イベントを開催

■ 鳥インフルエンザウイルスの感染予防と健康相談（保健福祉部）

○感染予防と健康相談等について保健所で相談を受付

■ HPや報道発表等による発信（農政部・環境生活部・経済部・保健福祉部）

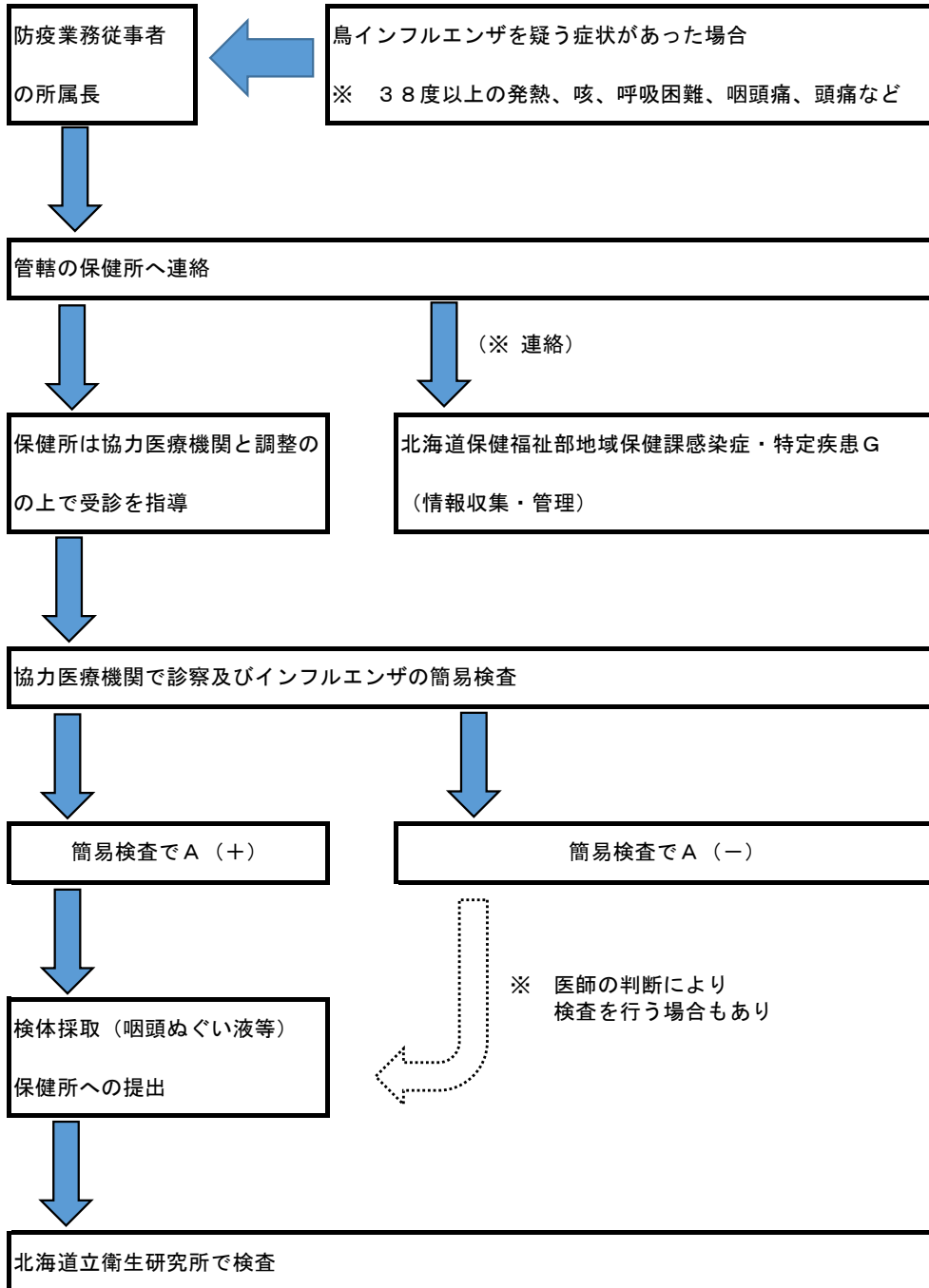
○事案の発生と具体的な対策の状況、鶏肉・鶏卵の安全性等の情報を、わかりやすく迅速に発信

※今後の影響の状況などに応じ、適宜、実効性のある取組を検討し、実践

防疫作業従事者の事後健康観察の流れ

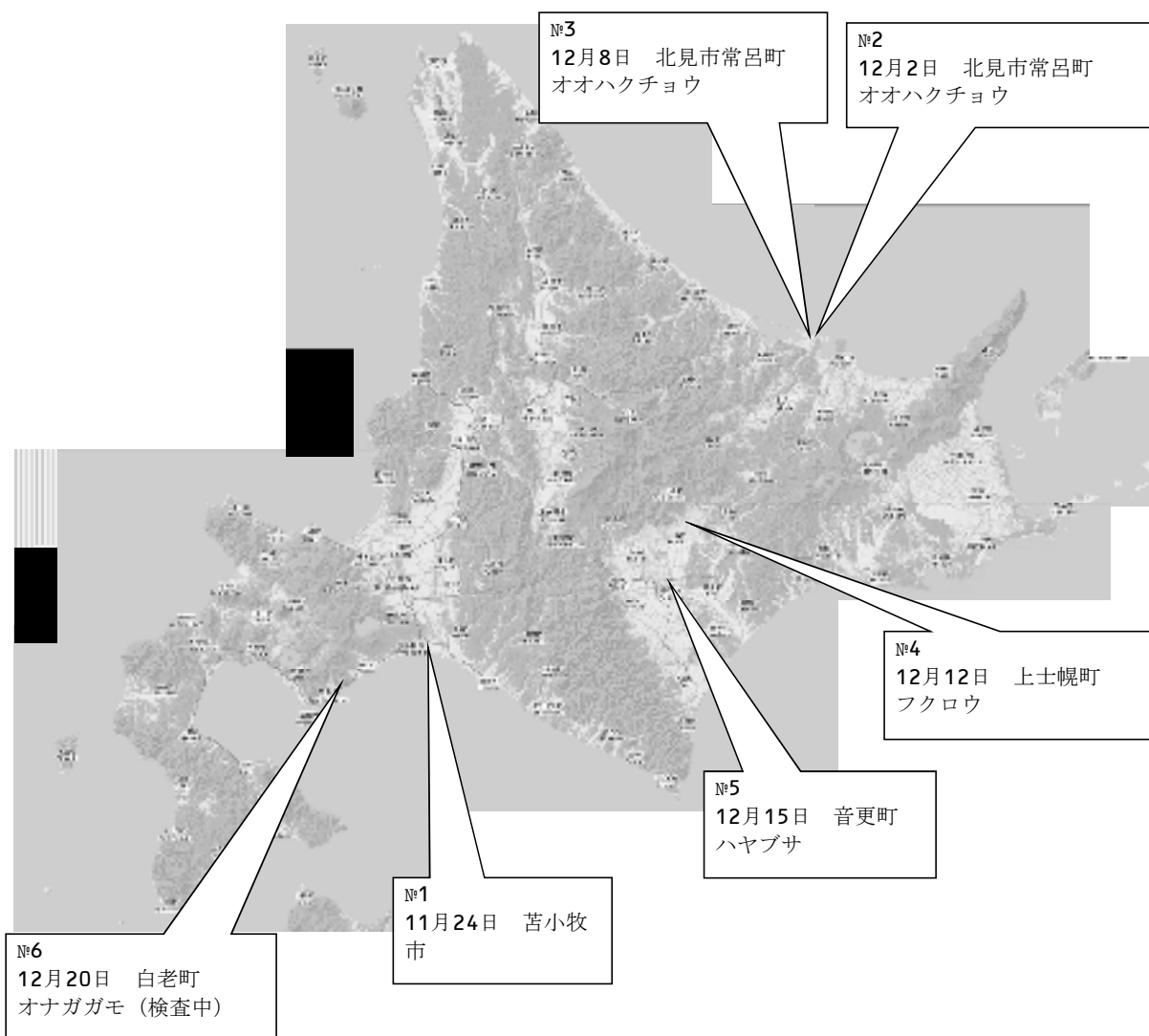
【防疫業務従事後】

- ・ 10日間の健康観察（1日2回の体温測定等）
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の投与（希望者に10日間の投与）



※健康観察期間終了後、防疫業務従事者は所属長に、体温記録用紙を提出する。

高病原性鳥インフルエンザ確認状況(道内分)



No.	回収日	担当 振興局等	発見場所	鳥の種類	羽 数	簡易 検査結果	遺伝子 検査結果	確定検査結果	周辺地域での 野鳥観察状況
1	11月24日	環境省※	苫小牧市	ハヤブサ	1	陰性 (11/25)	陽性 (11/29)	高病原性 (12/5) (H5N6亜型)	異常なし
2	12月2日	林-ツ	北見市	オオハクチョウ	1	陽性 (12/2)	-	高病原性 (12/8) (H5N6亜型)	異常なし
3	12月8日	林-ツ	北見市	オオハクチョウ	1	陽性 (12/8)	-	高病原性 (12/13) (H5N6亜型)	異常なし
4	12月12日	十勝	上士幌町	フクロウ	1	陽性 (12/12)	-	高病原性 (12/20) (H5N6亜型)	異常なし
5	12月15日	環境省※	音更町	ハヤブサ	1	陽性 (12/15)	-	高病原性 (12/22) (H5N6亜型)	異常なし
6	12月20日	胆振	白老町	オナガガモ	1	陽性 (12/20)	-	検査中	異常なし

※希少動物種（希少鳥獣）又は国指定鳥獣保護区内で発見された野鳥の回収及び簡易検査は、環境省が担当します。